

独立弁護士の“リアル”がわかる

弁護士 独立の すすめ

開業事例研究会 代表

弁護士 北 周士 編著

A5判・172頁 定価 本体2,500円＋税

本書の特色

- ◆即独、地方での開業、個人経営、共同経営等、様々な事例を紹介！自分に合った独立方法が見つかる！
- ◆開業資金、仕事のルート、経費、業務処理等、若手弁護士のリアルな独立がわかる！
- ◆顧問契約、ブログ・ソーシャルメディアの活用等、気になるあの話もコラムで掲載！



個人
共同
法人
密着取材
過半数

北 周士

男性 60期
東京弁護士会
2011年開業

きた法律事務所
東京都千代田区平河町2-16-6 Jevビル3階
03-6272-3670

事務所の構成
弁護士 1名
事務職員 1名

取扱案件（作業量に基づく）
顧問業務 30%
家事事件 20%
債務整理 10%
交通事故 10%
労働事件 10%
その他 20%

きた かねと
2005年 司法試験合格
2006年 中央大学法学部法律学科卒業
2007年 弁護士登録
2007年～2009年 青山総合法律事務所にて勤務
2009年～2011年 開業 武蔵小杉法律事務所にて勤務
2011年4月 開業

1人とはかく自由、でも都心での開業なら共同経営がおすすめ
1人で自由にはやっていたけれど、最初の事務所を早期に辞めることになった自分の性格からして、共同経営してもそのうち分裂するだろうと思ひ、1人で開業しました。

1人で全てを判断・決定することができますので、事務所の方向性、事件の内容・種類、内装、設備等を自由に決定することができ、事務所内での時間の使い方も自由にできるのが良い点です。

ですが、経費の負担を考えると、1人での事務所の維持は不安定になるを得ません。資金面と仕事の方針で兼業したときに大変なので、少なくとも開業当初は共同経営をお勧めします。都心で開業の場合は特に。

開業資金は約600万円
勤務弁護士・ノキ非時代の貯蓄から支出しました。
内訳は、
事務所保証金・仲介手数料等 約150万円
内装・机等（設置費用含む） 約300万円
機械設備関係（設置費用含む） 約100万円
その他消耗品 約15万円
挨拶状作成・郵送 約20万円

です。
固定費削減のためリースは使用せず全て買い上げました。
内装に関しては中古品を効率よく使い、もう少し低額に抑えるべきでした。なまじ貯蓄があったからこそ、必要以上に使用してしまつたと反省しています。小さく始めて大きく育てるのがよいと思います。

なお、上記開業に使用した費用に加え、数ヶ月分の維持費＋1年分の税金を貯蓄していました。

明るい事務所
事務所の面積がそれほど広くないので、入り口からの見通しを良くし、依

それぞれの“独立”

頻りが圧迫感を覚えないように工夫するとともに、内装も明るめの木目とライトグリーンを基調として、重苦しくならないようにしました。

レイアウトに関しては、大ざっぱなイメージ（①入り口からの見通しを良くしてほしい、②待合スペースに力を入れてほしい、③予算）のみを複数の内装業者に伝え、内装も含めてレイアウトしてもらい、そのうちよかったものを選択しました。

内装業者は、見学した際に雰囲気の良い事務所からの紹介や、不動産仲介業者からの紹介です。

書籍・データベースはなるべく削減しないこと
書籍は、勤務弁護士時代に購入したものを開業時にそのまま利用しました。開業後も買いそろえています。

判例検索は、もとと取引があり新規開業者へのキャンペーンで低額だった「D1-Law.com」（第一法規株式会社）を導入しました。

判例検索データベースや書籍等、法律知識に関するものについては、私たちにとっては材料の仕入れと同じですので、その部分を削減しようとするべきではないと思います。特にデータベースは、数多くの法律事務所が導入していますので、これを導入しないことは不利益しかないと思います。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107 -8560
http://www.daiichihoki.co.jp

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

発刊にあたって I
はじめに VI
それぞれの“独立”

執筆者所属 弁護士会	事務所タイプ			地域タイプ		掲載頁
	個人経営	共同経営	弁護士法人	密集地	過疎地	
札幌	●			●		2
福島	●				●	10
茨城	●				●	20
茨城	●				●	36
群馬	●					44
東京	●			●		52
東京	●			●		58
東京	●			●		66
東京		●		●		76
東京	●			●		86
東京	●			●		94
岐阜	●				●	102
愛知	●				●	114
滋賀		●	●		●	122
大阪	●			●		128
福岡		●		●		134
宮崎	●					144

コラム

被災地における弁護士活動 16
 弁護士業務で使用できる公的制度等 30
 記録の分類方法 33
 ブログの効用 42
 経費 74
 顧問獲得のすすめ 84
 ソーシャルメディアの活用 110
 弁護士過疎地域での独立開業 128
 事務所内独立 142

<付録> 独立開業に必要な備品リスト 154

弁護士 独立の すすめ

column

ブログの効用

私は、旧司法試験を受験していた2005年3月から「miboの超個人的勉強記録」というブログを書き続けています。文字通り、個人的な受験勉強の記録として書き、司法試験受験生の知り合いでもできたらいいな、という気持ちで始めたものです。その後、法科大学院に入学したり、司法試験に合格したりと、タイトルを変更しようかなというタイミングはありましたが、奇も同じタイトルで続けています。

弁護士になってからも、ブログをやめる気は全くなかったのですが、どう

いう形で続けられるか、して書き続け

す。ブログを更
テラスから私
ごを完ました
となりを少し
多いです。ま
一気に距離が
そして、こ
たない頃、某
感があった取
す。新聞の力
を見ました”
た。

ももとは
ことなど包み

column

顧問獲得のすすめ

「弁護士として独立するにあたり、顧問先がどのくらいあればよいか」ということは、しばしば話題になります。顧問先があれば毎月固定収入があることになるので、事務所経営の安定につながります。しかし、いわゆるイソ弁が顧問先を獲得していくことは現実的にはなかなか難しいでしょうから、独立時に顧問先がたくさんあるということはレアケースだと思います。私も独立時の顧問先はありませんでした。

どうすれば顧問契約ができるかということについて一層には書えないで

column

ソーシャルメディアの活用

現在、スマートフォン等のデバイスの普及に伴い、世の中に数多くのソーシャルメディアが浸透しています。代表的なものとしてはブログやTwitter、Facebook等を挙げる。ことができるでしょう。弁護士でも個人（または事務所）ブログ掲載による情報発信、その他TwitterやFacebookを活用している方が多くいらっしゃいます。

このように、ソーシャルメディアを活用する弁護士が数多くいる背景には、活用するだけのメリットがあるからだと考えられます。まず、何気ない日々の生活をつぶやくことで、弁護士に対して世間一般の方々が抱いているイメージ、たとえば「堅苦しそうである」といったイメージを良い意味で壊すとともに、弁護士個人の個性を感じてもらうことで弁護士を身近な存在であると思っただけの点が挙げられるでしょう。また、一部には日常業務のガス抜きのため愚痴や怒りをぶつける方も見かけます。自己の覚悟や立場、専門（得意）分野を世間に手軽に発信することができる点もメリットとして挙げられ、ソーシャルメディアをマーケティング手段の一つとして活用できるものと思います。

他方で、ソーシャルメディアを使うデメリットもあります。それは、弁護士としてソーシャルメディアを活用する場合、不特定多数の人へと情報が届く可能性がある以上、守秘義務違反や発言内容によってはいわゆる「炎上」してしまうこともあり得、そうすると弁護士としての評判、品位を低下させる事態を招くことにもなります。特に、弁護士は依頼者との信頼関係が重要であり、個々の案件について依頼者との間で守秘義務を負っていますが、守秘義務に反すると関係者が感じおそれるのある事件に関する発言には、細心の注意を払わなければなりません。また、ソーシャルメディアでの発言が事件相手方との関係でも、無用な紛争の発展を招くことのないように公開範囲の設定などに留意する必要があります。



お試し読み、お申し込みはコチラ →
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!